

令和2年12月15日

飯豊町議会議長 菅野 富士雄 様

請求議員

氏名 後藤 恵一 

氏名 古山 繁 

審査請求書

飯豊町議会議員政治倫理条例第4条の規定により、下記のとおり審査を請求します。

記

1. 審査対象議員の氏名

遠藤 忠 議員

2. 審査請求の理由

飯豊町議会では、平成13年3月に「飯豊町議会政治倫理に関する決議」を議決し、平成26年4月に「飯豊町議会基本条例」を施行、令和元年6月には「飯豊町議会議員政治倫理条例」を制定した。

それぞれに「不正な疑惑を持たれるおそれのある行動をしてはならない」、「政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、自ら真摯な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない」、「議員は、決議を遵守しなければならない」、「その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」と定めている。

しかし、当該議員による「コロナ禍に対処する農家に対する持続化給付金のサポート活動」に対する疑惑が記載された議長あての投書が令和2年12月1日に受け付けられた。(別紙参照)

記載内容の確認のため、同月4日の議会運営委員会、10日及び15日の全員協議会において当該議員に求めた説明が二転三転するなどしており、はなはだ遺憾である。

投書に記載されていること、議会に対する説明などの言動が飯豊町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の規定に違反する疑いが思料されるため、審査請求を行うものである。